		―――その他のもの	
	210	―――――小売用の容器入りにしたもの	KG
		―――――その他のもの	
	291	―――――――生鮮のもの	KG
	299	―――――――その他のもの	KG
0910.12		――破砕し又は粉砕したもの	
	100	―――塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの	KG
		―――その他のもの	
	210	―――――小売用の容器入りにしたもの	KG
		―――――その他のもの	
	291	―――――――生鮮のもの	KG
	299	―――――――その他のもの	KG
0910.20		―サフラン	
	100	――小売用の容器入りにしたもの	KG
		――その他のもの	
	210	―――破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	KG
	220	―――破砕し又は粉砕したもの	KG
0910.30		―うこん	
	100	――小売用の容器入りにしたもの	KG
		――その他のもの	
	210	―――破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	KG
	220	―――破砕し又は粉砕したもの	KG
		―その他の香辛料	
0910.91		――この類の注１(b)の混合物	
	110	―――カレー	KG
		―――その他のもの	
	210	―――――小売用の容器入りにしたもの	KG
	290	―――――その他のもの	KG
0910.99		――その他のもの	
		―――小売用の容器入りにしたもの	
	911	―――――月けい樹の葉及びタイム	KG
	919	―――――その他のもの	KG
		―――その他のもの	
		―――――月けい樹の葉及びタイム	
	991	―――――――破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	KG
	992	―――――――破砕し又は粉砕したもの	KG
		―――――その他のもの	
	993	―――――――破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	KG
	994	―――――――破砕し又は粉砕したもの	KG

輸入統計品目表第１〇・〇１項から第１〇・〇四項までを次のように改める。

10.01		小麦及びメスリン	
		―デュラム小麦	
1001.11		――播（は）種用のもの	
	010	―――政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第１項第３号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	MT
	090	―――その他のもの	MT
1001.19		――その他のもの	
	010	―――政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第１項第３号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	MT
	090	―――その他のもの	MT
		―その他のもの	
1001.91		――播（は）種用のもの	
		―――政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第１項第３号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	
	011	―――――メスリン	MT
	019	―――――その他のもの	MT
		―――その他のもの	
	091	―――――メスリン	MT
	099	―――――その他のもの	MT
1001.99		――その他のもの	
		―――政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第１項第３号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	
	011	―――――メスリン	MT
		―――――その他のもの	
	016	―――――――飼料用のもの	MT
	019	―――――――その他のもの	MT